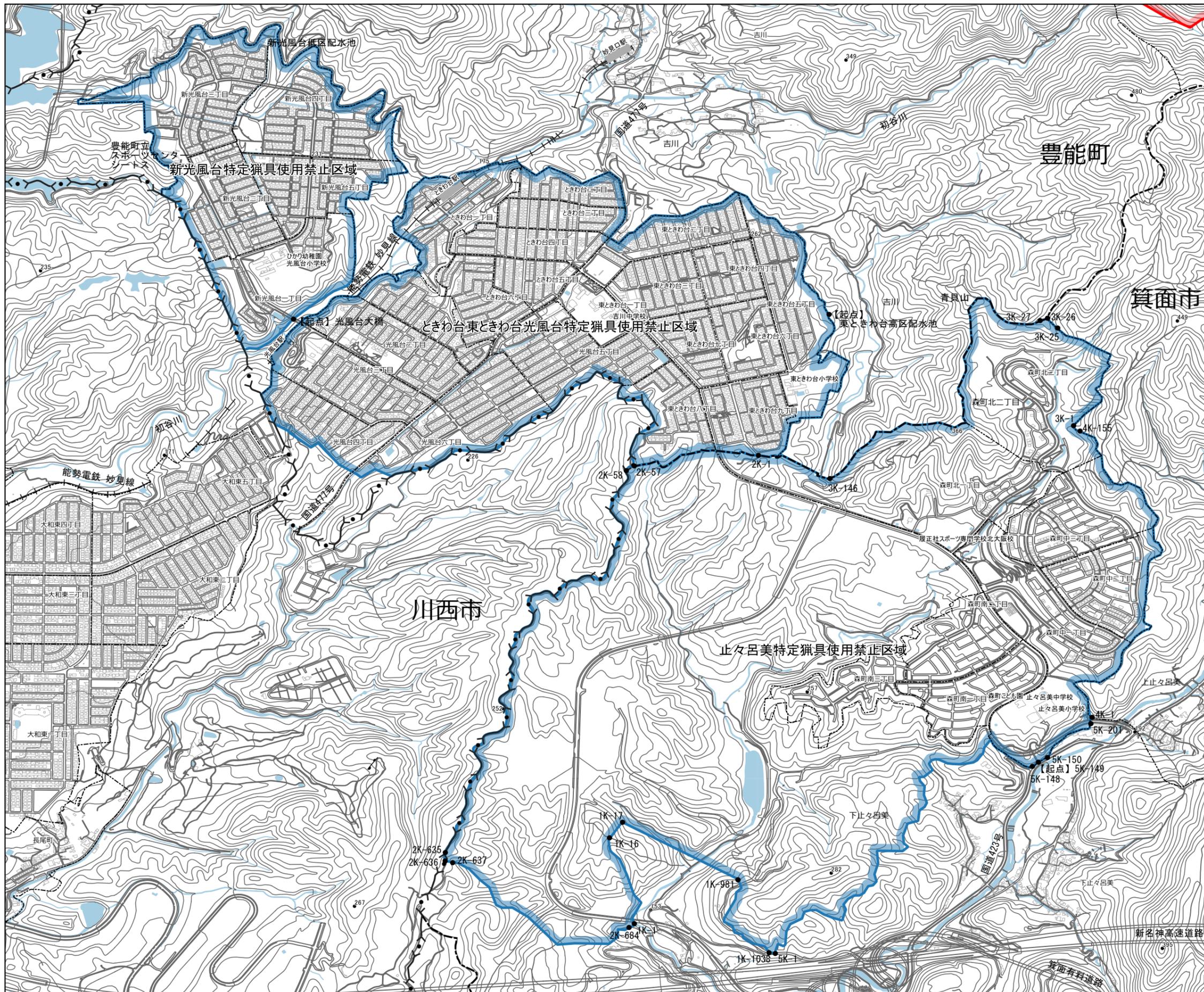


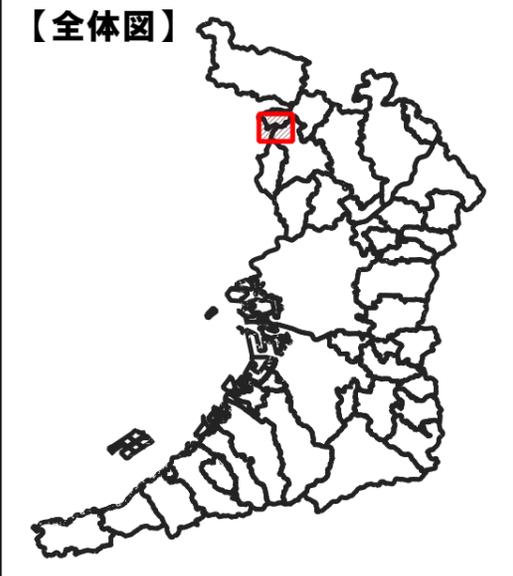
09 止々呂美特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

水と緑の健康都市特定土地区画整理事業区域の境界と国道423号の交点にある境界標柱5K-149を起点とし、同区域と下止々呂美地区との境界を西進し標柱5K-148から標柱5K-1、引き続き標柱1K-1038から標柱1K-981へ順次進み、同標柱から直線で標柱1K-17に至る。同区域と下止々呂美地区の境界を南進し標柱1K-16から標柱1K-1、引き続き標柱2K-684から標柱2K-637へ順次進み標柱2K-636に至る。同標柱から箕面市と兵庫県川西市の境界を北上し標柱2K-635から標柱2K-58へ順次進み標柱2K-57に至る。同標柱から箕面市と豊能郡豊能町との境界を東進し豊能町吉川止々呂美線の交点にある標柱2K-1に至り、同境界を尾根づたいに東進し標柱3K-146から標柱3K-27を順次進み標柱3K-26に至る。同標柱から水と緑の健康都市特定土地区画整理事業区域と上止々呂美地区との境界を南進し、標柱3K-25から標柱3K-1、引き続き標柱4K-155から標柱4K-1、引き続き標柱5K-201から標柱5K-150へ順次進み起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。